

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 7月 4日
【会社名】	三光産業株式会社
【英訳名】	SANKO SANGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 遠藤 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号
【電話番号】	東京03(3403)8134(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理担当 高橋 光弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号
【電話番号】	東京03(3403)8134(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理担当 高橋 光弘
【縦覧に供する場所】	三光産業株式会社大阪支店 (大阪府東大阪市水走三丁目14番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第56回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額43,351,063円

効力発生日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更を行いました。改正会社法により、責任限定契約を締結することができる会社役員が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更しました。

その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、遠藤幹雄、樋渡正弘、平井孝正、高橋光弘及び北村眞一の各氏を選任しました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、高村茂、大津素男及び川添啓明の各氏を選任しました。大津素男及び川添啓明の各氏は社外取締役であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、高橋利郎氏を選任しました。高橋利郎氏は補欠の監査等委員である社外取締役であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）といたしました。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30,000千円以内といたしました。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	43,718	110	0	（注）1	可決（96.29%）
第2号議案	43,790	38	0	（注）2	可決（96.45%）
第3号議案				（注）3	
遠藤 幹雄	43,780	48	0		可決（96.43%）
樋渡 正弘	43,780	48	0		可決（96.43%）
平井 孝正	43,780	48	0		可決（96.43%）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
高橋 光弘	43,780	48	0		可決(96.43%)
北村 眞一	43,780	48	0		可決(96.43%)
第4号議案				(注)3	
高村 茂	43,698	130	0		可決(96.25%)
大津 素男	43,790	38	0		可決(96.45%)
川添 啓明	43,790	38	0		可決(96.45%)
第5号議案				(注)3	
高橋 利郎	43,790	38	0		可決(96.45%)
第6号議案	43,789	39	0	(注)1	可決(96.45%)
第7号議案	43,789	39	0	(注)1	可決(96.45%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分と役員分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

以上